

豊島区都市計画図(地域地区等)

都市計画施設は、裏面に掲載しています

令和8年4月現在

この都市計画図に示す地域地区等は、概略を示すものであり、内容を保証、証明するものではありません。また、掲載されている情報が、変更・追加される場合がありますので、詳細については、東京都都市整備局または、豊島区都市計画課でご確認ください。なお、本図の内容は、豊島区のホームページでもご覧いただけます。



豊島区ホームページ
(地図情報システム)

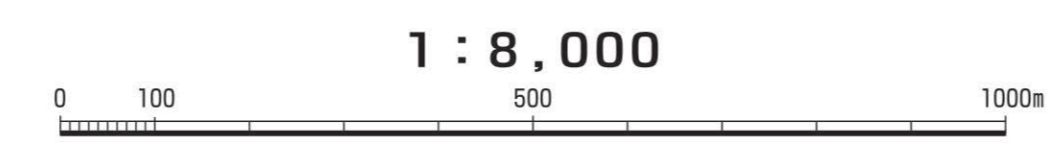
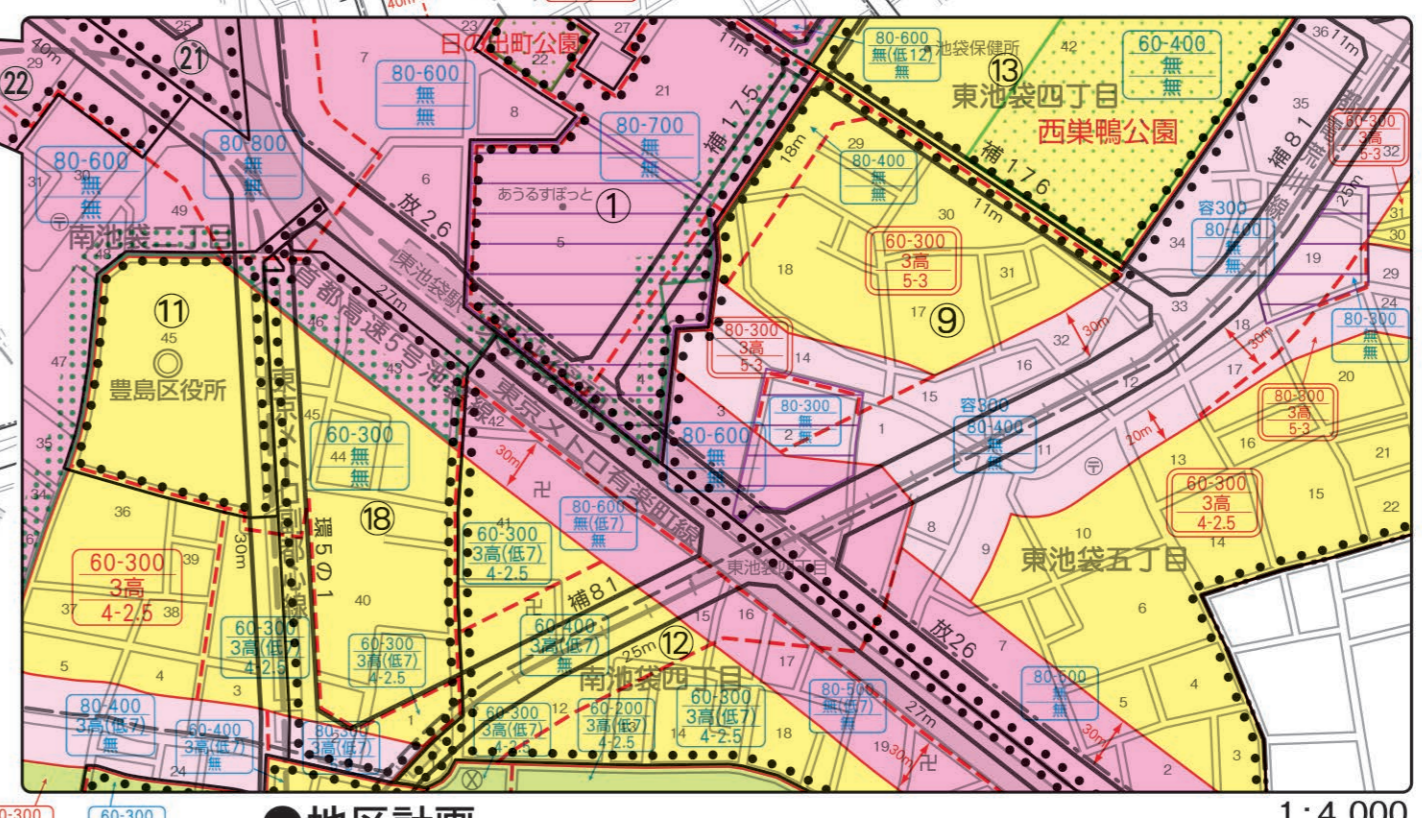
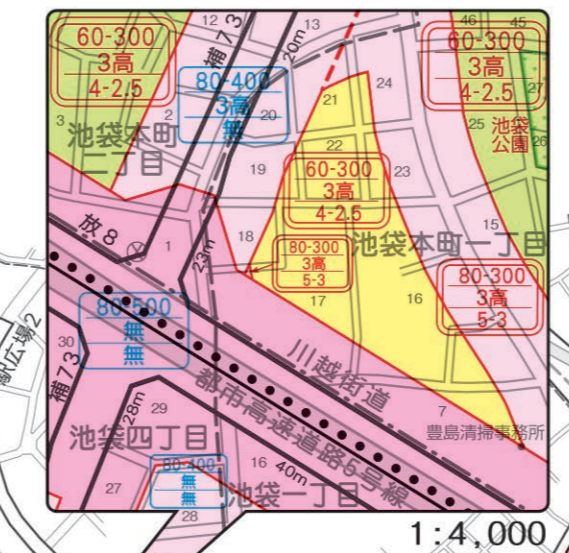
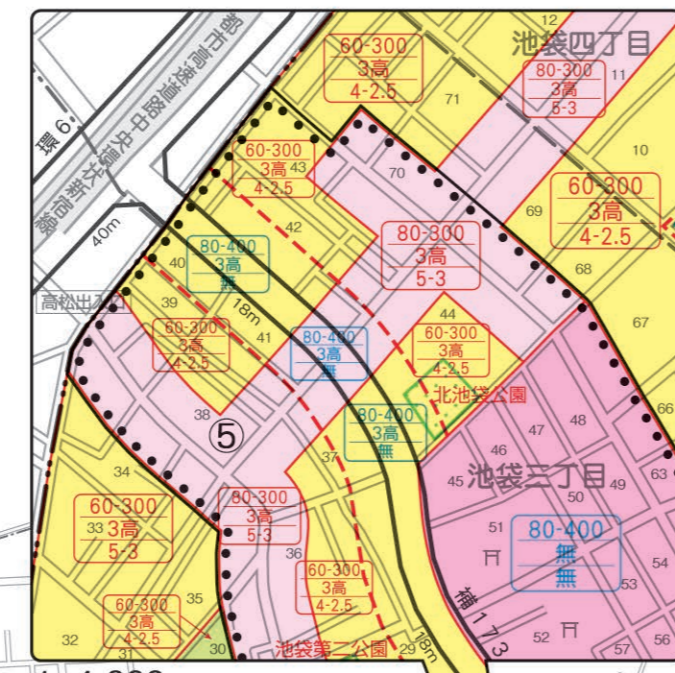
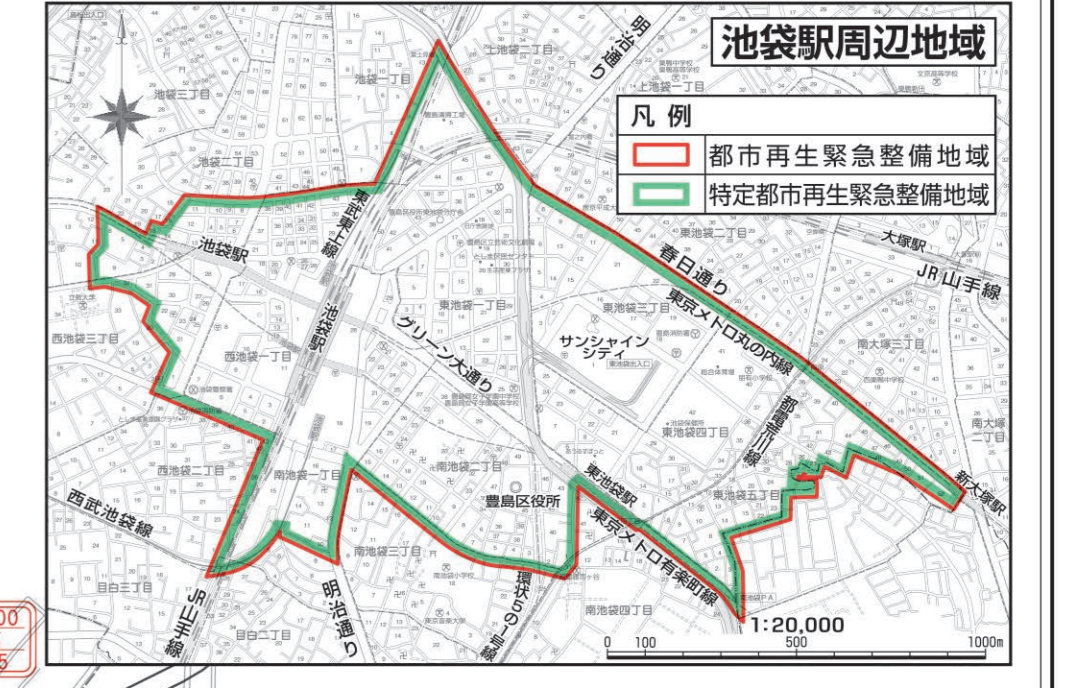
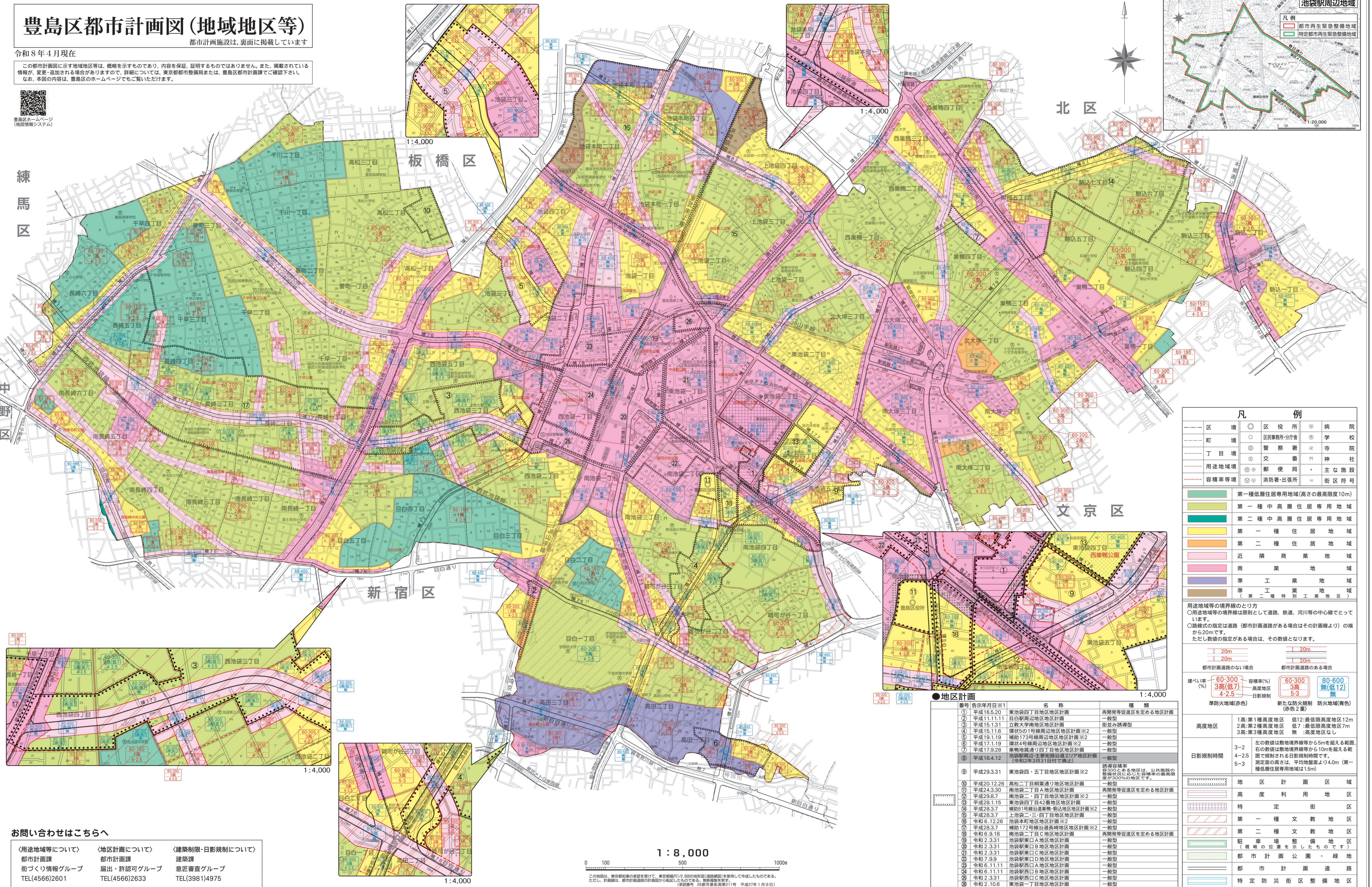
練馬区

中野区

目黒区

お問い合わせはこちらへ

〈用途地域等について〉 都市計画課 街づくり情報グループ TEL(4566)2601	〈地区計画について〉 都市計画課 届出・許認可グループ TEL(4566)2633	〈建築制限・日影規制について〉 建築課 意匠審査グループ TEL(398)14975
---	--	---



この図は、東京都都市整備局の提供を受けて、東京都市計画(都市計画)図を使用して作成したものである。ただし、計測は、都市計画課の計測課から委託したものである。製図者は、東京都都市整備局(2011年)平成27年1月9日(承認番号 26都市基保第211号) 平成27年1月9日
[測量に基づき国土院院長承認 (R3) R 309]

凡例	
区境	区役所
町境	区民事務所分庁舎
丁目境	警察署
用途地域境	交番
容積率等境	郵便局
	消防署出張所
	病院
	学校
	寺院
	神社
	主な施設
	街名記号

用途地域等の境界線のとり方	用途地域等の境界線の原則
○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線として	○道路等の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。
○道路等の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。	ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合
20m	20m
20m	20m

建ぺい率(%)	容積率(%)	高度地区	日影規制
60-300 3高(低7)	3高(低7)	60-300 3高(低7)	60-300 3高(低7)
4-2.5	4-2.5	80-600 無(低12)	80-600 無(低12)

準防火地域(赤色)	新たな防火規制 防火地域(青色)
赤色	青色

高度地区	1高	2高	3高	低12	低7	無
1高	第1種高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区	最低限度高度地区12m	最低限度高度地区7m	高度地区なし

日影規制時間	3-2	4-2.5	5-3
3-2	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。		
4-2.5			
5-3			第一種低層住居専用地域は1.5m

地区計画	計画	区域
地区計画	計画	区域
高度利用地区		
特定街地区		
第一種文教地区		
第二種文教地区		
駐車場整備地区		
(数値の位置を示したものです)		
都市計画公園・緑地		
都市計画道路		
特定防災街区整備地区		

地区計画	名称	種類
①	平成16.5.20 東池袋四丁目地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
②	平成11.11.11 目黒駅周辺地区地区計画	一般型
③	平成15.1.31 立教大学南地区地区計画	街並み誘導型
④	平成15.11.6 環状5号線周辺地区地区計画※2	一般型
⑤	平成19.1.19 補助173号線周辺地区地区計画※2	一般型
⑥	平成17.1.19 環状4号線周辺地区地区計画※2	一般型
⑦	平成17.9.28 東池袋通り四丁目地区地区計画	一般型
⑧	平成18.4.12 池袋駅周辺主要駅前地区地区計画(仮称2丁目地区地区計画)	一般型
⑨	平成29.3.31 東池袋四・五丁目地区地区計画※2	誘導型
⑩	平成20.12.26 高松二丁目商業通り地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑪	平成24.3.30 南池袋二丁目A地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑫	平成29.8.7 南池袋二丁目B地区地区計画※2	再開発等促進区を定める地区計画
⑬	平成28.1.15 東池袋四丁目42番地区地区計画	一般型
⑭	平成28.3.7 補助173号線池袋東側・駒込地区地区計画※2	一般型
⑮	平成28.3.7 上池袋二丁目地区地区計画	一般型
⑯	令和6.12.26 池袋本町地区地区計画※2	一般型
⑰	平成28.3.7 補助172号線池袋長崎地区地区計画※2	一般型
⑱	令和6.9.18 南池袋二丁目C地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑲	令和2.3.31 池袋駅東口A地区地区計画	一般型
⑳	令和2.3.31 池袋駅東口B地区地区計画	一般型
㉑	令和2.3.31 池袋駅東口C地区地区計画	一般型
㉒	令和7.9.9 池袋駅東口D地区地区計画	一般型
㉓	令和6.11.11 池袋駅西口A地区地区計画	一般型
㉔	令和6.11.11 池袋駅西口B地区地区計画	一般型
㉕	令和2.3.31 池袋駅西口C地区地区計画	一般型
㉖	令和2.10.6 池袋駅一丁目地区地区計画	一般型
㉗	令和2.10.6 池袋駅二丁目地区地区計画	一般型

※1 告示年月日(告示月日)を記しています。
※2 一部の地区において、容積率の低減係数、道路斜線の係数を変更しております。